

ときがわ町自動体外式除細動器（AED）貸出要綱

平成29年10月1日

告示第 104 号

（趣旨）

第1条 この告示は、救命体制の整備及び拡充を図るため、町が管理する自動体外式除細動器（以下「AED」という。）を町内で行われる行事の主催者に貸し出すことに関して、必要な事項を定めるものとする。

（貸出しの機器）

第2条 この告示により貸出しを行うAEDは1台とし、当該AEDはときがわ町家族相談支援センターに配備するものとする。

（貸出しの対象）

第3条 AEDの貸出しの対象となる行事は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 町が主催、共催又は後援する行事
- (2) 町民が主催する営利を目的としない行事
- (3) その他町長が必要と認めた行事

（貸出しの要件）

第4条 AEDの貸出しに当たっては、医療従事者又は普通救命講習、上級救命講習その他これらに類する講習を修了した者を行事等の期間を通じて会場に配置するものとする。

（貸出しの申請）

第5条 AEDの貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、貸出しを受けようとする日の1か月前から1週間前までに自動体外式除細動器（AED）貸出申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

（貸出しの決定）

第6条 町長は、前条の規定による貸出申請書が提出された場合、これを審査し、可否について貸出しを決定したときは、自動体外式除細動器（AED）貸出承認通知書（様式第2号）を、貸出しをしないことを決定したときは、自動体外式除細動器（AED）貸出不承認通知書（様式第3号）を申請者に通知するものとする。

（貸出しの期間）

第7条 AEDの貸出しの期間は、原則として行事が開催される期間とし、かつ、貸出日から7日以内とする。ただし、町長が特別な事由があると認めた場合は、この限りではない。

（経費）

第8条 AEDの貸出料は、無償とし、貸出期間中におけるAEDの運搬、保管管理等に要する経費は、貸出しの承認を受けた者（以下「使用者」という。）が負担するものとする。ただし、救命活動の実施に際し使用した電極パッドその他AEDに属する消耗品に係る経費は、町がこれを負担する。

（使用者の責務）

第9条 使用者は、AEDを返還するまでの間において、適正に管理しなければならない。

2 使用者は、AEDの使用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) AEDを取扱説明書に基づき適切に使用すること。
- (2) AEDを処分し、又は目的外に使用しないこと。
- (3) AEDを転貸し、又は譲渡しないこと。

(使用報告)

第 10 条 使用者は、AEDを使用した場合は、AEDを返却する際に自動体外式除細動器（AED）使用報告書（様式第4号）に必要事項を記載し、町長に提出しなければならない。

(事故報告)

第 11 条 使用者は、AEDを紛失し、又は破損等させた場合は、自動体外式除細動器（AED）紛失・破損等報告書（様式第5号）に必要事項を記載し、町長に提出しなければならない。

(返却)

第 12 条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときはAEDの返却を求めることができる。

- (1) AEDを使用しなくなったとき。
- (2) この告示に違反したとき。

(特例)

第 13 条 町長は、やむを得ない事由により、AEDの貸出しが不能となったときは、貸出承認通知後であっても、その決定を取り消すことができる。

(損害賠償)

第 14 条 使用者は、故意又は過失によりAEDを紛失又は破損させたときは、その損害を賠償しなければならない。

附 則

この告示は、平成29年10月1日から施行する。